

史跡仙台城跡植生修景計画
(中間案修正版)

令和 4 年 1 1 月

仙台市教育委員会

目次

| | |
|--------------------------------|---------------|
| 第1章 植生修景計画の概要 | - 1 - |
| 第1節 計画策定の目的 | - 1 - |
| 第2節 計画策定の経緯 | - 1 - |
| 第3節 植生修景の位置づけ | - 1 - |
| 第4節 計画の範囲・期間 | - 2 - |
| 第5節 計画の構成 | - 3 - |
| 第6節 委員会の設置 | - 4 - |
| 第1項 委員会設置の趣旨 | - 4 - |
| 第2項 委員会の構成 | - 4 - |
| 第3項 委員会の開催状況 | - 4 - |
| 第7節 関連法令・条例 | - 6 - |
| 第1項 関連法令・条例 | - 6 - |
| 第2項 関連計画 | - 10 - |
| 第2章 仙台城跡の概要 | - 13 - |
| 第1節 歴史・沿革 | - 13 - |
| 第2節 史跡、天然記念物等の指定 | - 13 - |
| 第3節 仙台城跡の本質的価値 | - 16 - |
| 第3章 仙台城跡を取り巻く自然環境 | - 18 - |
| 第1節 既往調査 | - 18 - |
| 第1項 植生 | - 19 - |
| 第2項 動物 | - 21 - |
| 第3項 地形・地質 | - 23 - |
| 第4項 仙台城跡周辺の重要な自然環境 | - 25 - |
| 第2節 植生調査（毎木調査） | - 29 - |
| 第3節 仙台城跡を取り巻く自然環境の課題 | - 31 - |
| 第4章 植生修景計画 | - 32 - |
| 第1節 基本方針 | - 32 - |
| 第2節 地区区分(ゾーニング) | - 33 - |
| 第3節 植生修景計画 | - 35 - |
| 第1項 植生修景の優先度決定 | - 35 - |
| 第2項 植生修景の進め方 | - 35 - |
| 第3項 植生修景の事業スケジュール | - 43 - |

別紙 令和4年度植生修景事業プラン

第1章 植生修景計画の概要

第1節 計画策定の目的

『史跡仙台城跡植生修景計画』（以下、「植生修景計画」という。）は、平成31年1月策定の『史跡仙台城跡保存活用計画』（以下、「保存活用計画」という。）および令和3年3月策定の『史跡仙台城跡整備基本計画』（以下、「整備基本計画」という。）に基づき、史跡仙台城跡の植生を適切に保存、整備、管理するための植生修景整備の方針を定めた計画です。

植生修景計画では、仙台市の都市個性を象徴する場所として、仙台城跡の植生修景を計画的に進め、青葉山の豊かな自然環境と歴史を感じる城郭らしい景観と来訪者が学びを楽しみむことができる環境を実現し、「新たな杜の都」のまちづくりに資することを目指します。

第2節 計画策定の経緯

仙台市では、平成16年の整備基本構想に代わるものとして、平成31年（2019）1月に、史跡の望ましい将来像の実現に向けた基本方針を明示するため、保存活用計画を策定しました。そして、令和3年（2021）3月には、平成31年（2019）4月の文化財保護法一部改正をふまえて、保存活用計画で示した方針に基づき、仙台城跡の整備および活用の推進を図るため、旧計画（平成17年）を見直し、新たな整備基本計画を策定しました。

整備基本計画では、修景に係る基本方針として「城郭らしい景観の顕在化および眺望の確保」および「安全・安心・快適な城内環境の実現」を掲げています。仙台城跡は日本を代表する近世城郭のひとつであり、城郭の基本構造や石垣が良好に残っており、現在は都市公園として市民だけではなく多くの来訪者がいます。仙台城跡の景観の構成要素である植生は、城郭らしい景観の形成に向けて特に重要な要素です。しかし、現在は史跡やその周辺で植物が繁茂し、遺構の保存に影響を及ぼしており、城郭としての景観や眺望が阻害されつつあります。また、園路に近接する枯損した樹木が多数存在することから、登城時の安全や景観の確保が懸念されつつあるのが現状です。植生修景整備は、これらの植生の現状をふまえたうえで、整備基本計画で定める整備ゾーニングに基づき、より具体的で適切な整備方法を定める必要があります。そこで、仙台城跡の植生を適切に保存、整備、管理するための方針を定める植生修景計画を策定しました。

第3節 植生修景の位置づけ

保存活用計画および整備基本計画においては、植生修景について下記のとおり記載しています。

（1）保存活用計画

仙台城跡の遺構および来訪者、眺望・景観、に影響を与える植生を把握し、保存と活用の観点から市民の意見を踏まえて維持管理の方針を検討します。新規の植栽は史跡整備に伴うものを除いては原則行いません。総じて、仙台城跡が位置する青葉山地区の歴史的・自然的環境の維持・保全に努めつつ景観形成を図り、仙台城跡の本質的価値を保存するとともに植生も保全し後世に継承します。

（2）整備基本計画

史跡と自然環境が調和する景観・眺望の確保が不十分であり、今後これら植生を適切に

管理し、史跡の保存と活用につなげることを目的とし、修景による城郭らしい景観と眺望の確保を目指しています。「『仙台』発祥の地仙台城跡をより城郭らしく地域の誇りと愛着を育む場へ～新たな杜の都にふさわしい歴史的眺望“政宗ビュー”の実現～」をコンセプトに、歴史的な背景を踏まえた本丸跡から市街地への眺望と、自然環境と調和した城郭らしさを持つ市街地からの景観の実現を目指します。

第4節 計画の範囲・期間

(1) 計画の対象範囲

植生修景計画の対象範囲は、原則として仙台城跡の史跡指定地のうち整備基本計画で定めた6つの整備ゾーンとします(図1-1)。必要に応じて、指定地周辺を含めた一体的な計画も検討します。

仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方、青葉区川内および荒巻字青葉に位置する近世城郭です。日本を代表する城郭として、本丸跡の一部や東丸(三の丸)跡などの範囲約66haが平成15年(2003)8月27日付で史跡指定されました。その後、平成22年(2010)2月22日、平成24年(2012)9月19日付追加指定により、史跡指定面積は2022年11月現在、約70.3haです。



図 1-1 史跡指定地と植生修景計画対象範囲

(2) 計画の期間

計画期間は、整備基本計画の事業期間にあわせ、令和4年度(2022)から令和12年度(2030)までのおおむね9年間とします。

第5節 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

【第1章 植生修景計画の概要】

本計画の目的、経緯、対象範囲と期間、委員会の設置、関係法令・条例、計画策定にあたって基本とした既存計画における植生修景の位置づけをまとめました。

【第2章 仙台城跡の概要】

仙台城跡における史跡・天然記念物の指定状況、史跡としての本質的価値について、概要を示しました。

【第3章 仙台城跡を取り巻く自然環境】

仙台城跡およびその周辺範囲を対象に、植生の現状、動植物や景観資源などの貴重な自然環境要素を整理しました。さらに、本計画の対象範囲について、既往資料調査と現地調査をふまえて、植生の現状を具体的に述べるとともに、史跡保存・眺望景観の確保・安全・維持管理の観点から植生修景の課題を挙げました。

【第4章 植生修景計画】

植生の現状と植生修景の課題をふまえて、計画対象範囲内をゾーニングしたうえで、植生修景の整備方針、整備優先度および留意事項をまとめました。

第6節 委員会の設置

第1項 委員会設置の趣旨

本市では、仙台城跡の発掘調査事業、整備活用事業を円滑に進める上で、事業に関し指導および助言をいただくため、平成29年（2017）4月から「史跡仙台城跡調査・整備委員会」（以下、「委員会」という。）を設置しています。本計画の策定にあたっては、委員会において審議し、指導および助言をいただきました。また、本計画に基づいて実施する植生修景についても委員会からの指導、助言のもと推進します。

第2項 委員会の構成

『史跡仙台城跡調査・整備委員会』は、令和4年（2022）年度より、植生を専門とする委員を含む5名を新たに迎え、委員12名にて検討を行いました。また、オブザーバーとして宮城県に参加いただいています。

表 1-1 委員の構成

| 役割 | 名前 | 所属・役職 |
|---------|---------|------------------------|
| 委員長 | 藤澤 敦 | 東北大学教授 |
| 副委員長 | 北野 博司 | 東北芸術工科大学教授 |
| 委員 | 籠橋 俊光 | 東北大学准教授 |
| | 佐浦 みどり | 有限会社東北工芸製作所常務取締役 |
| | 渋谷 セツコ | 建築と子供たちのネットワーク仙台副代表 |
| | 永井 康雄 | 山形大学教授 |
| | 深澤 百合子 | 東北大学名誉教授 |
| | 山中 稔 ※ | 香川大学教授 |
| | 大山 幹成 ※ | 東北大学学術資源研究公開センター植物園助教授 |
| | 稲葉 雅子 ※ | 株式会社たびむすび代表取締役 |
| | 能勢 和彦 ※ | 国土交通省東北地方整備局建政部都市調査官 |
| 風間 基樹 ※ | 東北大学教授 | |

※令和4年度(2022)から

第3項 委員会の開催状況

委員会は『史跡仙台城跡保存活用計画』策定より継続していますが、植生修景計画に関する審議は第10・11回委員会において行いました。

表 1-2 委員会の開催状況

| 開催回 | 日時 | 主な議題 |
|------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成30年 5月31日 | 1. 仙台城跡に関する計画について 2. 仙台城跡の調査について 3. 仙台城跡の整備について |
| 第2回 | 平成31年 3月22日 | 1. 前回委員会での意見について 2. 史跡仙台城跡保存活用計画の策定について 3. 仙台城跡の調査成果について 4. 仙台城跡に関わる活用事業について 5. 平成31年度の事業予定について |
| 第3回 | 令和元年 11月11日 | 1. 仙台城跡の発掘調査について 2. 仙台城跡の活用事業について 3. 青葉山公園（仮称）公園センターの整備状況について 4. 整備基本計画の策定について 5. 台風19号による仙台城跡の被害報告 |
| 第4回 | （中止）※ | 1. 仙台城跡の調査について 2. 造酒屋敷跡調査の総括について 3. 仙台城跡の活用事業について 4. 整備基本計画の改定について |
| 第5回 | 令和3年 3月18日 | 1. 令和2年度の調査成果について 2. 整備基本計画の策定について 3. 福島県沖地震による被災状況について 4. 令和3年度の事業予定について |
| 第6回 | 令和3年 8月19日 | 1. 令和3年度の調査について 2. 青葉山公園整備事業について 3. 福島県沖地震による被災石垣他の復旧について 4. 仙台城跡における植生修景について |
| 第7回 | 令和3年 11月25日 | 1. 令和3年度の調査成果について 2. 仙台城跡の整備について 3. 仙台城跡の活用について 4. 福島県沖地震による被災石垣他の復旧について |
| 第8回 | 令和4年 3月14日 | 1. 令和4年度の調査予定について 2. 令和4～5年度における関連事業との連携について 3. 仙台城跡植生修景計画について |
| 第9回 | 令和4年 6月2日 | 1. 仙台城の災害復旧方針について 2. 災害復旧事業の進め方について |
| 第10回 | 令和4年 9月7日 | 1. 史跡仙台城跡植生修景計画について（中間案） |
| 第11回 | 令和4年 11月28日 | 1. 前回委員会の意見等について 2. 史跡仙台城跡植生修景計画について（最終案承認） 3. 災害復旧事業について |

| | |
|---------------|--------|
| 令和4年 11月7日 | 文化庁の指導 |
|---------------|--------|

※）新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け中止し、委員への資料送付のみ行いました。

第 7 節 関連法令・条例

第 1 項 関連法令・条例

本計画に関連する法令・条例の概要は以下のとおりです。

(1) 都市計画法 (昭和 43 年法律 100 号)

史跡指定地の全域は第二種中高層住居専用地域に含まれています。また、仙塩広域都市計画の第 2 種高度地区となっています。また、仙台城跡は風致地区とはなっていませんが、竜ノ口溪谷を挟んだ南側に八木山風致地区があり、経ヶ峯伊達家墓所は霊屋風致地区となっています。(図 1-2 a) を参照)

(2) 仙台市特別用途地区建築条例 (昭和 48 年仙台市条例第 35 号)

史跡指定地の全域は文教地区に含まれています。(図 1-2 c) を参照)

(3) 宅地造成等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号)

史跡指定地の大半は、宅地造成工事規制区域になっています。(図 1-2 c) を参照)

(4) 都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号)

史跡指定地の東部が都市公園「青葉山公園」となっています。(図 1-2 b) を参照)

(5) 景観法 (平成 16 年法律第 110 号)

景観法に基づく「仙台市『杜の都』景観計画」(平成 21 年 3 月)による地区分けがされています。市域全体を対象とした景観計画区域ゾーンとしては、本丸跡が「行楽地ゾーン」、史跡指定地の大半が「河川・海岸地ゾーン」、北部が「沿線市街地ゾーン」となっています。旧城下を景観重点区域としていますが、その中では、史跡指定地の大半は「青葉山・大年寺山ゾーン」、北東部は「広瀬川周辺ゾーン」となっています。(図 1-2 d) を参照)

(6) 仙台市屋外広告物条例 (平成元年仙台市条例第 4 号)

史跡指定地、都市公園、「広瀬川の清流を守る条例」の環境保全区域は広告物の掲出が禁止されています。ただし、法令の規定があるもの、国又は地方公共団体が公共の目的で設置するもの等は掲出できます。(図 1-2 c) を参照)

(7) 広瀬川の清流を守る条例 (昭和 49 年仙台市条例第 39 号)

広瀬川の豊かな自然環境や清流にふさわしい良好な水質を保全するため、指定区域内の建築や造成、木竹の伐採等に規制と許可基準を設けています。史跡指定地の大半が特別環境保全区域、北側が水質保全区域、追廻地区が第一種環境保全区域となっています。(図 1-2 e) を参照)

植生修景に関わる主な基準は以下のとおりです。

オ．環境保全区域内のそのほかの行為の制限

| | 特別環境保全区域 | 第一種環境保全区域 |
|--------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 木竹の伐採※ | 建築物の存する敷地内に限られ、高さが3m以下であるもの（自然崖に自生しているものを除く） | 高さが5m以下であるもの。ただし、河川に接した土地では、高さが3m以下であるもの（自然崖に自生しているものを除く） |

※）木竹の伐採の例外規定

- ・土地の利用上やむを得ない場合の伐採で、講じられる措置が適切であると市長が認める場合。
- ・林産物の採取のための伐採であって自然的環境の回復を図るために講じられる措置が適切であると市長が認める場合。

（ 8 ） 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）

史跡指定地の大半が、地域森林計画対象地域となっています。（図 1-2 f）を参照）

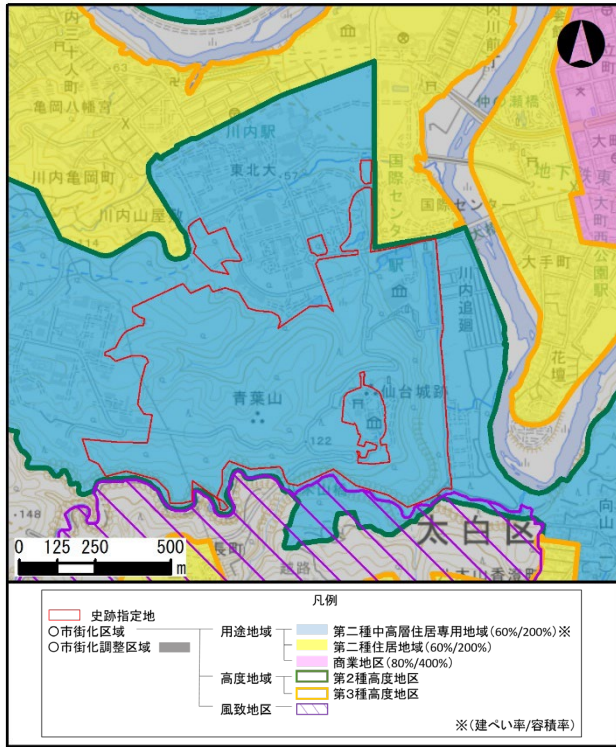
（ 9 ） 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 088 号）

史跡指定地の南側一帯が、特別保護地区青葉山となっています。（図 1-2 f）を参照）

（ 10 ） 土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）

史跡指定地内の一部が土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に指定されています。（図 1-2 g）を参照）

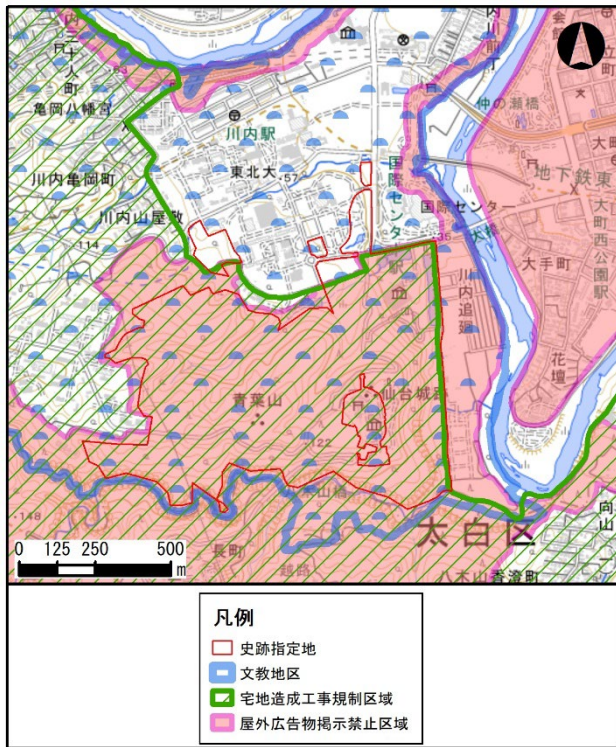
a) 用途地域・高度地区・風致地区



b) 都市計画公園・都市計画緑地



c) 宅地工事規制区域・屋外広告掲示禁止区域



d) 景観計画区域・景観重点区域

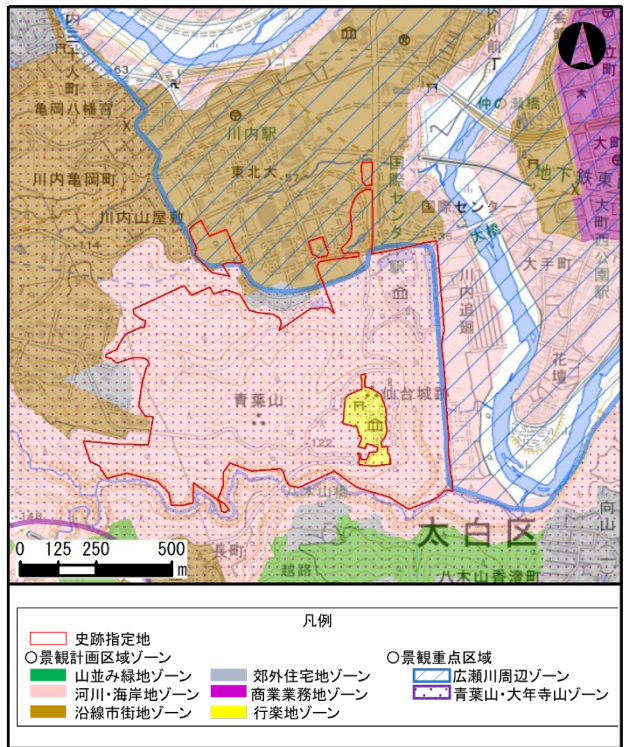


図 1-2 関連法令および条例による規制区分図 (a~ d)

e) 水質保全区域・特別環境保全区域等

f) 地域森林計画対象地域・鳥獣保護特別保護地区



g) 土砂災害



図 1-2 関連法令および条例による規制区分図 (e ~ g)

第 2 項 関連計画

上位計画として、「仙台市基本計画」（令和 3 年 3 月）があり、教育行政上での上位計画として、「仙台市教育構想 2021」（令和 3 年 3 月）があります。

関連計画には次のものがあります。史跡の保存および活用計画として保存活用計画（平成 31 年 1 月）と整備基本計画（令和 3 年 3 月）があります。環境・景観に関する計画として「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（令和 3 年 3 月）、「仙台市『杜の都』景観計画」（平成 21 年 3 月）、「仙台市みどりの基本計画」（令和 3 年 6 月）があります。史跡指定地の一部は、都市公園である青葉山公園と重複しており、公園整備計画として「青葉山公園整備基本計画」（平成 25 年 3 月）、「青葉山公園（仮称）公園センター基本計画」（平成 29 年 4 月）が関係します。

各計画のうち、仙台城跡の史跡の保全や活用、植生、景観、自然環境に関する部分を以下にまとめます。

（ 1 ）上位計画

◇仙台市基本計画（令和 3 年 3 月）

基本計画では、まちづくりの理念として「挑戦を続ける、新たな杜の都へ ～ “The Greenest City” SENDAI～」を掲げ、その実現に向けた施策を示しています。「杜の恵みと共に暮らすまち」の実現のため、歴史と趣を感じる景観づくりを行い、仙台城跡等の文化財の保存および活用を進めるとしています。「学びと実践の機会があふれるまち」の実現のため、市民や観光客が楽しみながら学べる空間として仙台城跡等の活用を図り、「伊達」な文化を感じることができ環境づくりを進めると示しています。

◇仙台市教育構想 2021（令和 3 年 3 月）

教育構想では、基本方針の一つに「学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり」を掲げています。豊かな歴史・文化を活用した学びの機会づくりとして、仙台の歴史や文化の継承と発信を掲げ、保存活用計画と整備基本計画に基づき、遺構等の保存と活用を図りながら、次世代へ継承するとともに、城郭らしい景観の顕在化や歴史的眺望の実現に向けた整備を進めるとしています。

（ 2 ）史跡保存・整備に関する計画

◇史跡仙台城跡保存活用計画（平成 31 年 1 月）

保存活用計画では、仙台城跡の保存・活用・整備の基本方針を定めています。

保存の基本方針では、史跡の本質的価値や史跡指定地と重複する天然記念物の保全を図ること、保存のための調査研究を行うこと、現状変更に関する方針を適切に運営すること、車両通行と遺構保護・活用の両立を図る対策を検討すること、史跡追加指定を目指す範囲の確実な保存と指定同意の働きかけを継続することを示しています。

活用の基本方針では、仙台城跡の遺構や発掘調査成果の積極的な公開に努めること、仙台城跡の価値を分かりやすく伝えるための環境整備をすること、仙台の歴史を学ぶ機会を創出すること、仙台城跡を観光資源として活かし、地域のまちづくりにつなげられるよう検討すること、日本遺産の構成文化財や市内のほかの文化財と一体となっ

た活用を図ること、史跡指定地と重複する天然記念物について、東北大学学術資源研究公開センター植物園と連携・調整をして活用を図ることを示しています。

整備の基本方針では、史跡の保存と活用のために計画的に整備事業を行うこと、整備事業の計画は史跡価値の正しい理解につながるよう立案することを示しています。

◇史跡仙台北城跡整備基本計画（令和 3 年 3 月）

整備基本計画では、「史跡仙台北城跡保存活用計画」に基づき、『『仙台』発祥の地仙台北城跡をより城郭らしく地域の誇りと愛着を育む場へ～新たな杜の都にふさわしい歴史的眺望“政宗ビュー”の実現～』をコンセプトに、整備と保存・活用をより一層進め、理想とする史跡の実現に向けた具体的方針と方法を示しています。

整備の基本方針では、基本理念に基づいた 7 つの基本方針を定め、仙台北城跡を構成する曲輪や地区の特性、歴史的変遷、整備上の課題を考慮して 6 つのゾーンに区分を行い（図 1-1）、地区別の整備方針を示しています。

（3）環境・景観に関する計画

◇杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）（令和 3 年 3 月）

本市の環境の保全および創造に関する施策の基本的な方向を定めています。「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」を目指して、地域の自然や歴史・文化に根差した美しい景観など、地域の環境資源を保全・創造するとともに、これらの資源を活かし、五感で楽しめる魅力的なまちづくりを進めるとしています。

◇仙台市「杜の都」景観計画（令和 4 年 11 月）

本市の景観形成の基本テーマを「杜の都の風土を育む風格ある景観づくり」とし、市全体を景観計画区域とし、景観特性に応じたゾーンを設定しています。

仙台北城跡の北側と東側は主に「広瀬川周辺ゾーン」に区分され「広瀬川の自然環境を保全し、仙台北城跡や大橋等からの眺望にも配慮し、変化に富む河岸の自然景観と調和する市街地の景観形成を行う。」としています。仙台北城跡周辺は主に「青葉山・大年寺ゾーン」に区分し、市街地から眺望できる丘陵景観を確保し、稜線と調和する市街地の景観形成を図る方針としています。（図 1-3 a）を参照）

◇仙台市みどりの基本計画 2021-2030（令和 3 年 6 月）

都市緑地法第 4 条に基づく、みどりの都市像や施策について定めるみどりのまちづくりの総合的な計画です。対象とする「みどり」は、市域全域の樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、単独で生育する樹木や草花としています。「百年の杜づくりで実現する新たな杜の都～みどりを育むひと、みどりが育むまち」を基本理念とし、その実現のために、みどりがもつ機能に着目した 5 つの基本方針と重点的な取組みを設定しています。このうち、歴史文化・景観などに関するみどりの方針として「みどりを誇りとするまち」を掲げており、街路樹による風格ある景観づくり、仙台ならではのみどりの活用を重要な取組みとして示しています。

(4) 青葉山公園整備に関する計画

◇青葉山公園整備基本計画（平成 25 年 3 月）

公園整備の基本目標として「仙台の誇りを育み心に染み入る歴史と自然の景域づくり」としています。公園の空間構成としては、史跡指定地区を「歴史・文化ゾーン」、追廻地区を「いこい・にぎわいゾーン」および「自然散策ゾーン」、国際センター地区を「交流ゾーン」に区分しています。「歴史・文化ゾーン」は、仙台城跡整備基本計画を基本とし、本丸跡の遺構等の保全、水堀の再生等による歴史的な景観の充実により、来訪者に歴史と文化を堪能してもらう空間、「いこい・にぎわいゾーン」は新たに整備される青葉山公園（仮称）公園センターを起点に、広瀬川や本丸跡の眺望等、広がりとお行きを持った空間を展開し、活動の場としても機能する空間、「自然散策ゾーン」は広瀬川などの豊かな自然が残る貴重な周辺環境を生かした自然散策を行える空間、「交流ゾーン」は公園の玄関口として良好な景観を生かしながら、市内外の来訪者の交流の場としての機能を持つ空間に定めています。（図 1-3 b）を参照）

◇青葉山公園（仮称）公園センター基本計画（平成 29 年 4 月）

令和 3 年度の工事完了を目指し整備を進めている青葉山公園（仮称）公園センターは、青葉山公園整備基本計画で「ビジターセンターとしての機能をベースとしつつ、青葉山公園の玄関口という立地特性や藩政時代からの歴史性を踏まえた仙台の歴史・文化を発信する場」として位置付けています。仙台城跡は、仙台・青葉山を知るきっかけとなる情報を提供し、歴史・文化の概略をつかむ場とし、より詳しい情報は仙台市博物館、仙台城見聞館等に赴き、理解が深められることを期待すると示しています。

a) 仙台市「杜の都」景観計画

b) 青葉山公園整備基本計画

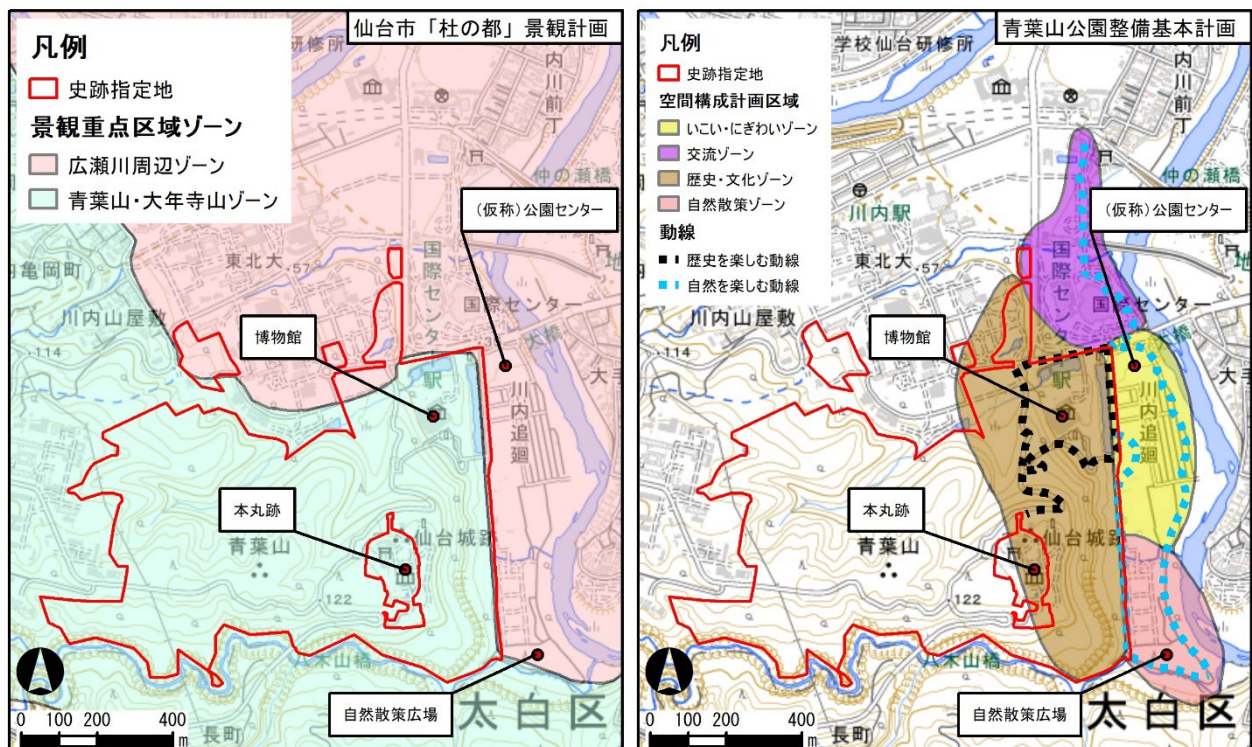


図 1-3 関連計画における計画範囲

第2章 仙台城跡の概要

第1節 歴史・沿革

仙台城跡は、初代仙台藩主伊達政宗により慶長6年（1601）1月から築城が開始され、慶長7年（1602）には一応の完成をみたとされています。元和6年（1620）には西屋敷が建てられ、元禄年間（1688～1704）には西屋敷の隣に二の丸の造営が開始されました。二の丸は、元禄年間（1688～1704）に四代藩主伊達綱村により西屋敷を取り込む形で改造され、現在の二の丸跡の範囲になりました。その後、文化元年（1804）の落雷による火災で建物の大部分が焼失しましたが、同年に再建されました。二の丸造営後の本丸は、大広間や懸造などが残され、藩主が入府した際の儀礼や藩主と家臣の年始のあいさつ等を行う場として幕末まで使用されていました。

第2節 史跡、天然記念物等の指定

仙台城跡は戦前から近世城郭の中でも第一級の遺跡であるとの評価を受け、国史跡指定はかねてより仙台市民や歴史学研究者の念願となっていました。仙台市は、市有地と同意を得られた範囲約66haについて、平成15年（2003）に史跡指定の申請を行い、同年8月27日付の官報告示により国史跡として指定されました。その後、平成22年（2010）に二の丸跡の一部、平成24年（2012）に本丸跡西部が追加指定されました。

また、仙台城跡の西側に位置する青葉山は、御裏林と呼ばれており築城以来一般人の立ち入りが禁じられ、現在でもほぼ人の手加えられなく現存しており、昭和47年（1972）に国の天然記念物「青葉山」に指定されました。

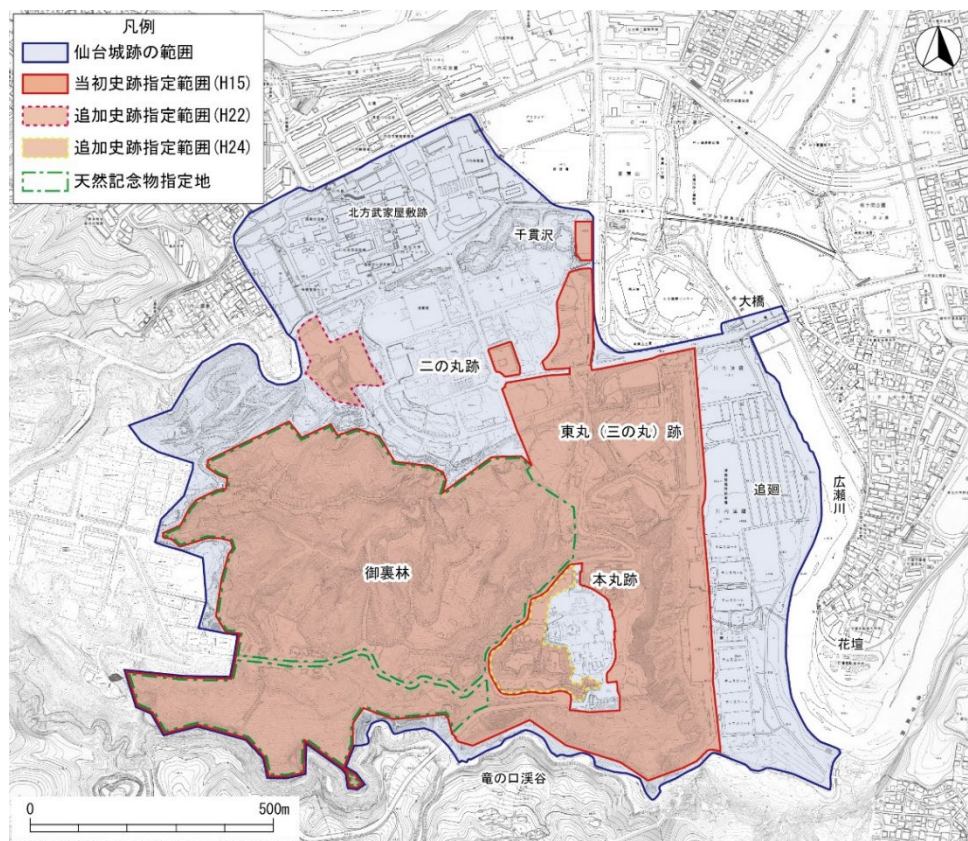


図 2-1 史跡仙台城跡および天然記念物青葉山の指定範囲

(1) 史跡

名 称：仙台城跡

指 定 数：－

指 定 区 分：国指定史跡

指 定 年 月 日：当初指定 平成 15 年(2003)8 月 27 日

二の丸追加指定 平成 22 年(2010)2 月 22 日

本丸跡西部追加指定 平成 24 年(2012)9 月 19 日

所 在 地：宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉、川内

概 要：仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方に位置し、東北の大大名であった仙台藩主伊達氏の居城跡です。初代藩主政宗は、慶長 5 年(1600)、城の縄張りを行い、翌年から普請を開始しました。城は、自然地形を利用した山城です。本丸は、東側では広瀬川を望む 60m 以上の断崖により、南側は標高差 40m 以上の竜ノ口峡谷によって画されています。また、西側の屋根は堀切で遮断され、背後には天然記念物「青葉山」となっている御裏林（おうらばやし）が広がっています。本丸北壁石垣の修理に伴う発掘調査の結果、江戸時代に発生した地震により石垣が崩れ、そのたびに修復が行われてきたことが明らかになりました。出土品としては金箔瓦・ヨーロッパ製ガラス器などや寛文の銘のある石材、慶長 12 年の墨書のある木簡などがあります。

平成 22 年(2010)には、近隣の調査で二の丸の外郭を区画する堀跡が検出されたことから、仙台城跡の北西部に位置する二の丸跡西端部から武家屋敷および御裏林にかけての地域が追加指定されました。

平成 24 年(2012)には、本丸跡の西辺部にあたり、本丸詰門西脇櫓から本丸北壁石垣を経て西門跡まで連続する石垣、および、そこから切通を経て仙台城の搦め手である埋門に至る城壁面と、宮城縣護國神社の社殿等に囲まれた地域が追加指定されました。



図 2-2 史跡「仙台城跡」

(2) 天然記念物

名 称：青葉山

指 定 面 積：385,153m²

指 定 区 分：国指定天然記念物

指 定 年 月 日：昭和 47 年 7 月 11 日

所 在 地：宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 12 番地の内

概 要：天然記念物に指定されている範囲は、青葉山の東麓にあり、太平洋側の温帯林と暖帯林との接触地帯で、高等植物約 700 種、コケ植物約 140 種が自生しています。大部分はモミ林で、モミ林の北限です。また、林床には、ヒメノヤガラ・ムヨウラン等腐生のラン科植物があり、同種の北限です。また、シラカシ、タブノキ、モチノキ等暖地性樹種の太平洋内陸部における集団分布の北限をなしています。多種の鳥類やムササビ、リス等の野生動物も生息していますが、このような自然環境が都心部に残されていることはきわめて貴重で、学術的に高い価値があります。これは、仙台城の御裏林(おうらばやし)として人の手が加えられなかったことや、東北大学理学部附属植物園として保護管理されてきたことによるものと考えられています。



図 2-3 天然記念物「青葉山」

第3節 仙台城跡の本質的価値

本質的価値とは、「その土地に存在する『遺跡』が土地と一体になって有する我が国の歴史上又は学術上の価値」とされています。

整備基本計画において整理した仙台城跡の本質的価値は下記の5つです。

(1) 良好に残る城郭全体の基本的形状と各遺構

仙台城跡は、戦災等により藩政期の建造物がほぼ失われたものの、本丸跡、二の丸跡、東丸(三の丸)跡といった主要な曲輪や登城路などの城郭の基本形状、石垣、土塁、堀跡、門跡などの遺構も良好に残っています。遺物も多く確認しています。

■ 構成要素

曲輪／曲輪内の各遺構／石垣／土塁／堀跡／
門跡／堀切／登城路／自然地形／出土遺物



図 2-4 仙台城跡の基本的形状

(2) 時代の移り変わりを示す城郭構造

仙台城跡は、築城期における本丸が持つ山城的性格と、後に造営される二の丸が持つ平城の性格が併存する城郭構造に特徴があり、これは徳川政権の確立へ向かう政治情勢の過程を反映している点で重要です。敷地の拡張を経て完成した二の丸御殿は、大手門と一体となって近世城郭らしい風格ある威容を誇っていました。本丸は、政治の中心としての機能が二の丸に移った後も、公的儀式の場として大広間や城下を一望する懸造など一部の建物が維持され、二の丸跡とともに仙台城跡を特徴付けています。

■ 構成要素

主要曲輪／曲輪内の各遺構／登城路



図 2-5 大橋付近からみた明治初期の二の丸跡
(仙台市博物館所蔵に追記)

(3) 本丸北壁石垣の変遷と城内の石垣にみる変化

本丸北壁石垣の解体修復に伴う発掘調査では、3時期にわたる石垣の変遷や内部構造を確認し、築城の様子を明らかにしました。石垣の変遷は、城内の随所に残る石垣の構築年代の検討や、地震災害からの復旧を表す遺構として重要です。

■ 構成要素

石垣 (埋没石垣含む)



図 2-6 本丸北壁石垣で確認した3時期の石垣

（４）政宗らしさをうかがわせる特色のある遺構と遺物

初代仙台藩主である伊達政宗は、伝統を重んじつつ、最新の技術と建築様式などを組み入れることにより、政宗らしさともいえる特色のある文化を築き上げました。本丸には大広間を中心とした桃山期の特色を受け継ぐ御殿群があり、本丸北壁石垣の調査でまとまって出土したヨーロッパ産ガラス器や金箔瓦を含む近世初期の遺物群は貴重な資料です。

初代藩主政宗の下屋敷があった東丸（三の丸）跡では、池や茶室の跡と共に高級茶器等を確認しています。酒造屋敷跡は、発掘調査により酒造りを裏付ける建物跡や遺物を確認しており、城内で酒造りが行われていたことを示す全国的にも極めて珍しい場所です。

■ 構成要素

本丸跡の遺構と遺物／東丸（三の丸）跡の遺構と遺物／造酒屋敷跡の遺構と遺物



図 2-7 遺構表示された本丸大広間跡

（５）杜の都仙台の象徴

仙台城跡は「仙台」発祥の地として、近世から現代に至るまで、地域とともに歴史を刻んできた杜の都仙台を象徴する史跡です。仙台城跡のように、国指定史跡の中に国指定天然記念物（青葉山）を含む城郭は全国的にも稀有であり、杜の都仙台の象徴としての価値をより高めています。

■ 構成要素

曲輪等の全体的地形/城郭の一部としての自然地形/天然記念物青葉山/水利システム/眺望

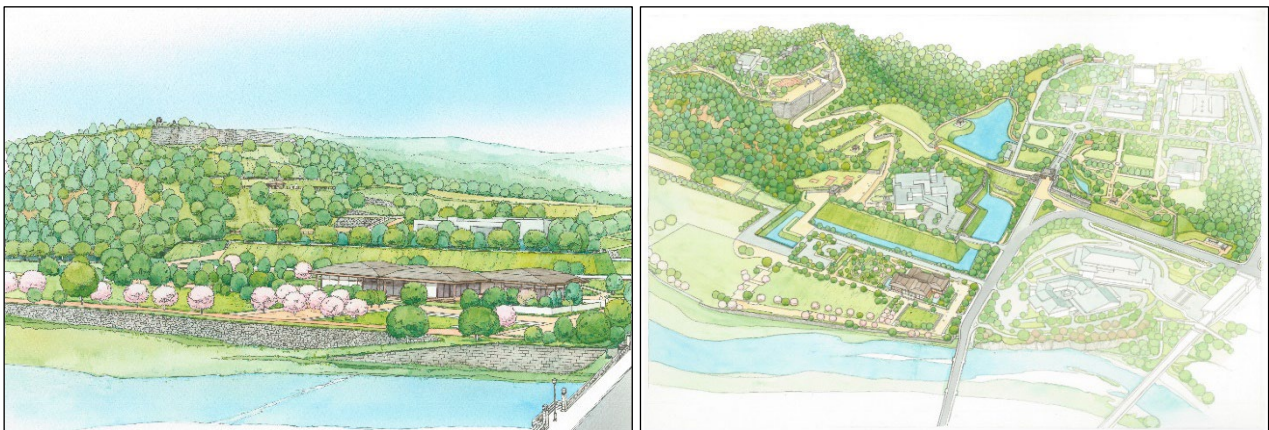


図 2-8 本質的価値が顕在化された姿（整備イメージ）

※「史跡仙台城跡整備基本計画」令和3年（2021）作成時点での仙台城跡の整備イメージ図です。